

建築物エネルギー消費性能適合性判定 手数料一覧表

令和7年4月1日 改正

① 住宅(一戸建て住宅、共同住宅等)の場合

					計画変更又は軽微変更該当証明書※1		
延べ面積		仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
戸建	200㎡未満	15,000	22,000	30,000	7,500	11,000	15,000
	200㎡以上	16,000	24,000	33,000	8,000	12,000	16,500
共同住宅	300㎡未満	29,000	45,000	61,000	14,500	22,500	30,500
	300㎡以上2,000㎡未満	50,000	76,000	102,000	25,000	38,000	51,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	91,000	132,000	174,000	45,500	66,000	87,000
	5,000㎡以上	138,000	193,000	249,000	69,000	96,500	124,500

注1)手数料算定に係る床面積は、新築、増築又は改築に係る住宅の床面積の合計で手数料を算定する。(外気に対して高い開放性を有する部分の床面積を含む。)

注2)長屋、寄宿舎については共同住宅として手数料を算定する。

注3)仕様基準については、建築確認との併用もできる。(手数料は「建築確認等申請 手数料一覧表」による。)

注4)共同住宅の共用部分を評価しない場合については、共用部分の床面積を除いた面積で手数料を算定する。

注5)住戸によって異なる評価方法を用いる場合は、評価方法ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた手数料とする。

② 非住宅で評価手法が簡易な評価方法※2の場合

			計画変更又は軽微変更該当証明書※1	
延べ面積	工場・倉庫等※3	工場・倉庫等以外	工場・倉庫等※3	工場・倉庫等以外
300㎡未満	16,000	77,000	8,000	38,500
300㎡以上1,000㎡未満	23,000	98,000	11,500	49,000
1,000㎡以上2,000㎡未満	33,000	129,000	16,500	64,500
2,000㎡以上5,000㎡未満	84,000	209,000	42,000	104,500
5,000㎡以上10,000㎡未満	127,000	273,000	63,500	136,500
10,000㎡以上25,000㎡未満	158,000	329,000	79,000	164,500
25,000㎡以上	196,000	386,000	98,000	193,000

注1)手数料算定に係る床面積は、新築、増築又は改築に係る非住宅の床面積の合計で手数料を算定する。(外気に対して高い開放性を有する部分の床面積を含む。)

注2)工場・倉庫等とそれ以外の用途が複合する建築物の場合、区分ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

③ 非住宅で評価手法が標準入力法の場合

			計画変更又は軽微変更該当証明書※1	
延べ面積	工場・倉庫等※3	工場・倉庫等以外	工場・倉庫等※3	工場・倉庫等以外
300㎡未満	20,000	202,000	10,000	101,000
300㎡以上1,000㎡未満	27,000	253,000	13,500	126,500
1,000㎡以上2,000㎡未満	38,000	326,000	19,000	163,000
2,000㎡以上5,000㎡未満	90,000	466,000	45,000	233,000
5,000㎡以上10,000㎡未満	133,000	574,000	66,500	287,000
10,000㎡以上25,000㎡未満	165,000	679,000	82,500	339,500
25,000㎡以上	204,000	774,000	102,000	387,000

注1)手数料算定に係る床面積は、新築、増築又は改築に係る非住宅の床面積の合計で手数料を算定する。(外気に対して高い開放性を有する部分の床面積を含む。)

注2)工場・倉庫等とそれ以外の用途が複合する建築物の場合、区分ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

④ 複合建築物の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(①)と非住宅部分の手数料(②または③)の合計とする。

※1 軽微変更該当証明書…計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更(軽微な変更ルートC)の場合に交付する証明書

※2 簡易な評価方法…基準省令第1条第1項第一号ロに定める評価方法(モデル建物法)

※3 工場・倉庫等…工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場
その他の処理施設で適合性判定を必要とするもの